(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十三号及び四十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市河辺和田字下夕川原一一番二から同市河辺北野田字黒沼下堤下四六番六まで	前	三二・六〇～七〇・九六メートル	〇・五八三キロメートル
	後	三二・六〇～七〇・九六	〇・五八三

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号及び四十六号	秋田市河辺和田字下夕川原一一番二から同市河辺北野田字黒沼下堤下四六番六まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十四号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
東京都練馬区関町南二丁目二番五から同区上石神井一丁目三七九番三地先まで	最大 七七・〇〇メートル 最小 〇・四八七	最大 〇・四八七キロメートル 最小

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十五号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

立体的区域の区間

区間	敷地の幅員	延長
三鷹市牟礼二丁目一五五一番四地先から同市井の頭二丁目一九四番一九地先まで	最大 八一・〇〇メートル 最小 〇・〇〇	最大 一・二二二キロメートル 最小
東京都世田谷区北烏山五丁目二三四〇番六地先から同区北烏山五丁目二三四〇番二地先まで	最大 六〇・〇〇 最小 〇・〇〇	最大 〇・〇一三 最小
東京都杉並区久我山四丁目一二九番三地先から同区久我山四丁目一二七番二まで	最大 四〇・〇〇 最小 〇・〇〇	最大 〇・一六五 最小
武蔵野市吉祥寺南町三丁目二五五四番七地先から同市吉祥寺南町三丁目一一二番五地先まで	最大 四〇・〇〇 最小 〇・〇〇	最大 一・四〇九 最小
東京都杉並区西荻北四丁目二番一五地先から同区善福寺四丁目三五四番七地先まで	最大 四〇・〇〇 最小 〇・〇〇	最大 一・二八三 最小
東京都練馬区関町南二丁目二番一地先から同区関町南一丁目二九番三まで	最大 四〇・〇〇 最小 〇・〇〇	最大 〇・〇八六 最小
東京都練馬区上石神井南町三七六番三から同区東大泉二丁目四一五番五まで	最大 七七・〇〇 最小 〇・〇〇	最大 二・九一二 最小

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三鷹市北野一丁目四〇六番一から同市牟礼二丁目一五五一番四地先まで	前	最小 七九・〇〇メートル 〇・〇〇	〇・三〇七キロメートル
	後	最大 八一・〇〇 最小 二〇・〇〇	〇・三〇七
東京都世田谷区北烏山七丁目二三三〇番二から同区北烏山五丁目二三四〇番一〇まで	前	最大 四九・〇〇 最小 〇・〇〇	〇・〇四八
	後	最大 五九・〇〇 最小 〇・〇〇	〇・〇四八

立体的区域の区間

区間	敷地の幅員	延長
三鷹市北野一丁目四〇六番一から同市牟礼二丁目一五五一番四地先まで	最大 五一・〇〇メートル 最小 〇・〇〇	〇・三〇七キロメートル
東京都世田谷区北烏山七丁目二三三〇番二から同区北烏山五丁目二三四〇番一〇まで	最大一〇・〇〇 最小 〇・〇〇	〇・〇四八

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十七号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

立体的区域の区間

区間	敷地の幅員	延長
調布市緑ヶ丘一丁目三八番一五から同市緑ヶ丘一丁目三〇番七地先まで	最大 七六・〇〇メートル 最小 〇・〇〇	最大 〇・一三一キロメートル 最小
三鷹市新川一丁目六一番四から同市中原一丁目九七九番三九地先まで	最大 八一・〇〇 最小 〇・〇〇	最大 〇・七四七 最小